

裾野市バナー広告表現基準

(目的)

第1条 この基準は、裾野市ホームページに民間事業者当のバナー広告を掲載するにあたって、その広告表現について、裾野市広告掲載要綱、裾野市広告掲載基準及び裾野市ホームページ広告掲載要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現。
- (2) アラートマークを模した表現。(注1)
- (3) ラジオボタンを模した表現。
- (4) テキストボックスを模した表現。
- (5) プルダウンメニューを模した表現。(注1)
- (6) GIFアニメーションや点滅等動きのあるものなど。(注1)

(市ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのよう
に混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 市の実施する事業名に類似した表現。

(色調)

第4条 文字色と背景色の明度差(コントラスト)は十分に取り、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

この表現基準は、平成20年6月1日から施行する。

(注1)

※アラートマーク

ユーザーの操作に対し、注意を促したり、警告を与えたりするために表示されるメッセージ。三角の中に「！」が入っているようなマークで、パソコンのシステムが表示する警告の表示と紛らわしい。

※プルダウンメニュー（ドロップダウンメニュー）

ウィンドウズ、マック OS などの操作画面で、メニューから項目を選択する方式の一つ。メニューのタイトル部分にマウスカーソルにあわせて、ボタンをクリックすると、そこから選択項目の一覧が引き出されたように垂れ下がってくる表示の方法。

※G I F アニメーション

複数枚の画像をコマ送りに表示される仕組み（画面が動く）